

全学教育推進機構規程

(目的)

第1条 組織規程第3条の2第3項に基づき、全学教育推進機構（以下「機構」という。）並びに機構に置く教養教育センター、シミュレーションセンター及び教学 IR センターの組織運営について定める。

(機構の業務)

第2条 機構は、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 全学の連携・横断教育(他大学、高校との連携を含む)の推進に関する事。
- (2) 全学的な教育施策の企画、立案及び点検・評価に関する事。
- (3) 教育に係る各種補助金の応募企画に関する事。
- (4) 学修環境の整備計画の策定に関する事。
- (5) その他関連する業務

(機構の組織)

第3条 機構に、機構長及び副機構長の他、必要な教職員を置くことができる。

(教養教育センターの業務)

第4条 教養教育センターは、機構の業務に関し、次の業務を所掌する。

- (1) 教養教育・準備教育・リメディアル教育に係るカリキュラムの編成・研究開発・点検・評価に関する事。
- (2) 各学部教授会からの諮問による教養教育・準備教育・リメディアル教育に係る学生の試験・成績評価・進級・休学・退学に関する事。
- (3) 各学部教授会からの諮問による学生の生活指導および福利厚生に関する事。
- (4) 教養教育センターの学事・諸行事に関する事。
- (5) 教養教育センター専任教員（以下「専任教員」という。）の人事に関する事。
- (6) その他教養教育に関連する業務

(教養教育センターの組織)

第5条 教養教育センターに、教養教育センター長及び副センター長の他、次の教職員を置くことができる。

- (1) 専任教員
- (2) その他教養教育センターの業務に必要な教職員

(シミュレーションセンターの業務)

第6条 シミュレーションセンターは、機構の業務に関し、次の業務を所掌する。

- (1) 本学におけるシミュレーション教育の環境整備・開発・点検・評価に関する事。
- (2) シミュレーションセンターにおけるシミュレーター管理に関する事。
- (3) その他シミュレーション教育に関する事。

(シミュレーションセンターの組織)

第7条 シミュレーションセンターに、シミュレーションセンター長及び副センター長の他、次の教職員を置くことができる。

- (1) 専任教員
- (2) 看護師
- (3) 臨床工学技士
- (4) その他シミュレーションセンターの業務に必要な教職員

(教学 IR センターの業務)

第 8 条 教学 IR センターは、機構の業務に関し、次の業務を所掌する。

- (1) 本学における教学に係るデータの収集、管理、分析及び提供に関すること。
- (2) 教学マネジメントに関連する大学の施策決定や意思決定等の業務の支援に関すること。
- (3) 各部署での分析業務の支援に関すること。
- (4) 大学の自己評価および第 3 者評価に必要な情報収集・分析結果等の支援に関すること。
- (5) その他、学修支援・教育改善等への支援に関すること。

2 教学 IR センターが保有する個人情報の取り扱いについては、別に定める。

(教学 IR センターの組織)

第 9 条 教学 IR センターに、教学 IR センター長及び副センター長の他、教職員を置くことができる。

(委員会)

第 10 条 機構並びに教養教育センター、シミュレーションセンター及び教学 IR センターの所掌事項について審議するため、それぞれ全学教育推進機構委員会（以下「機構委員会」という。）並びに教養教育センター委員会、シミュレーションセンター運営委員会及び教学 IR センター運営委員会を置く。

2 前項に規定する各委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 11 条 この規程に関する事務は、全学教育企画課が行う。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、機構並びに教養教育センター、シミュレーションセンター及び教学 IR センターの運営に関し必要な事項は、機構長が機構委員会に諮って定める。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、機構委員会の議を経て機構長が行う。

附 則

1. この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. 共通教育センター規程、共通教育センター会議規程及び全学教育運営委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（機構委員会構成の変更）

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。（看護学部設置に伴う機構委員会構成の変更）

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。（全学教育推進機構事務室の矢巾キャンパス教務課への統合に伴う改正）

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（シミュレーションセンターの設置、事務局再編に伴う改正）

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(教学IRセンターの設置に伴う改正)